

【表4】平成21~23年度海老名市所得段階別介護保険料一覧

所得段階	対象となる人	年 額 保険料	月 額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の人	12,600円	1,050円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	12,600円	1,050円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える人	27,300円	2,275円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	37,800円	3,150円
	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える人	42,000円	3,500円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	48,300円	4,025円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	52,500円	4,375円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上で500万円未満の人	65,100円	5,425円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	77,700円	6,475円

◎ 海老名市の保険料基準年額は、前年度と同額です(第4段階:42,000円)。

23年度中に65歳になる方へ

介護保険料の算定方法と

納付方法が変わります

介護保険制度では、40歳から64歳までの方の介護保険料は、健康保険税(料)と一括で納入義務者が加入者全員分を納めますが、65歳になる月分(1日生まれの方はその前月)から、介護保険料が健康保険税(料)より外れ、市の定めた「所得段階別介護保険料額」(表4参照)に基づき算定された介護保険料に変わります。

また、保険料の納付方法は、市から送付される納付書または口座振替(事前申込制)で個別に納めることとなります。

なお、原則として翌年度の保険料からは年金天引き(特別徴収)となります。

65歳到達日以降に、簡易書留郵便で介護保険の被保険者証と「介護保険の手引き」を送付します。確認してください。

◎ 高齢介護課 (☎235・4952)。

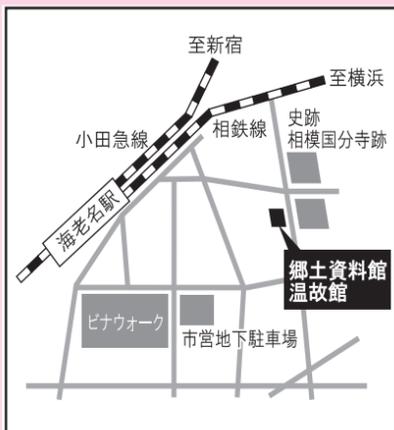
郷土資料館 温故館 リニューアルオープン



昨年6月から移築工事を進めていた郷土資料館「温故館(旧海老名村役場)」の工事が完了し、4月2日(土)11時から見学ができるようになります。

同館は旧温故館の部材を利用し、外観を旧来の形で再現しました。資料展示は、建物旧部材や国分寺模型、国分寺出土品などの一部です。

◎ 社会教育課 (☎235・4925)。



便利です!「えびなメールサービス」
登録は psc2.fof.jp あて空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ

子ども医療費の助成対象を中学生まで拡大しました

市では、これまで行ってきた子ども医療費の助成対象を拡大し、4月1日から、中学校3年生までを所得制限なしで入院・通院ともに医療費の全額助成の対象にしました(保険診療以外の医療費と、入院時の食事の標準負担額は、助成の対象とはなりません)。

これは、県内の市では初となるもので、お子さんがいつでも安心して必要な医療を受けられるよう設けられた制度です。

手続きの有無や方法は、お子さんの年齢や学年で異なりますので、下表を確認してください。

なお、医療証の名称はこれまでの「小児医療証」から「子ども医療証」に変更となります。

◎ 子育て支援課 (☎235・4823)。

中学2~3年生	〈市内の中学校に通学〉各学校を通じ申請してください。申請書の配布は、4月上旬を予定しています。 〈市外の中学校に通学〉子育て支援課で申請してください。4月上旬に案内を送付します。
中学1年生・小学1年生	4月上旬までに各家庭に新しい医療証を送付します。
小学2~6年生	9月末までに新しい医療証を送付します。それまでは従来のものを使用してください。
小学校就学前	有効期限を迎える月に新しい医療証を送付します。それまでは従来のものを使用してください。
現在医療証をお持ちでない方	新規の申請が必要です。お子さんの健康保険証を持参の上、同課で手続きをしてください。 ※所得を証明する書類が必要な場合があります。詳細はお問い合わせを。

医療証発行前に病院にかかった場合の医療費はどうなるの?

- 保険診療内のものであれば代金を返還します。次の書類を持参し、子育て支援課で手続きをしてください。
- ◆持参するもの
 - ・お子さんの健康保険証
 - ・領収書の原本
 - ・医療費支給決定通知書など(健康保険組合から高額療養費等の支給がされた場合)
 - ・保護者名義の金融機関口座のわかるもの

